### 平成29年度第3回政治資金適正化委員会

### (開催要領)

- 1. 開催日時:平成29年10月26日(水) 10時23分~11時23分
- 2. 場 所:総務省 11階 共用1101会議室
- 3. 出席委員: 伊藤鉄男、淺井万富、日出雄平、大竹邦実、 岩井奉信の各委員

#### (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金監査の質の向上について
- (2) フォローアップ研修参加申込者からの質問等について
- (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
- (4) その他
- 3. 閉 会

### (配付資料)

- 資料1-1 政治資金監査の質の向上について
- 資料1-2 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施スケジュール
- 資料2 フォローアップ研修参加申込者からの質問等(平成29年度6~9月分)
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料A 登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直しについて

### (本文)

【伊藤委員長】 それでは少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから平成29年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【吉田事務局長】 7月11日付で着任いたしました、参事官の羽生雄一郎でございます。

【羽生参事官】 羽生でございます。よろしくお願いします。

【吉田事務局長】 同じく7月11日付で着任いたしました、政治資金課長の井上勉で ございます。

【井上政治資金課長】 井上でございます。よろしくお願いします。

【吉田事務局長】 同じく7月11日付で着任いたしました、支出情報開示室長の後藤 友宏でございます。

【後藤支出情報開示室長】 後藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田事務局長】 また、7月18日付で着任いたしました、政党助成室長の田邊光男でございます。

【田邊政党助成室長】 田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田事務局長】 以上でございます。

【伊藤委員長】 次に、平成29年度第1回委員会の議事録についてでございます。

事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、 第1回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切 に管理していただきたいと思います。

また、平成29年度第2回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

## 議題(1):政治資金監査の質の向上について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第1の議題といたしまして「政治資金監査の質の向上について」の説明を、事務局にお願いします。

【羽生参事官】 それでは、お手元の、右肩「資料1-1」という資料を御覧ください。 座ったままで失礼いたします。

政治資金監査の質の向上に関しましては、この1の個別の指導・助言の取り組みを、「(1) 経緯」の記述にもありますとおり、平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査から進めてきてございます。 初めに、これまでの取り組みをおさらいさせていただきます。

(2) の真ん中のポンチ絵を御覧ください。この指導・助言の枠組みでございます。まず①、政治資金適正化委員会としましては、都道府県選管等に確認してもらう項目を示して依頼をいたします。次に、下の②ですけれども、政治団体の監査を実施した登録政治資金監査人が監査報告書を作成しまして、これを添付した収支報告書を、国会議員関係政治団体の会計責任者が、③になりますが、各選管と総務省に提出をいたします。現在は、④の報告をしてもらう作業を、選管等で進めていただいている段階でございまして、この報告を踏まえて、次回の年末の委員会で、⑤の指導・助言の対象を決定する運びになります。

ここで、次の資料1-2という、A3の資料をお開きいただけますか。縦長のA3の資料ですが、スケジュールをよりわかりやすく示してございます。

一番右の欄が、今回、平成28年の分についての取り組みのスケジュールとなります。 前の第3期の委員会、当時でございますけれども、一番右の欄の上ですが、この28年分 について、3年目の取り組みを継続することについて、昨年末の第4回委員会で御了承を いただいております。

その後直ちに、①にありますように、都道府県選管等に対して確認項目を提示しております。

その下、③ですけれども、今回のチェックの対象となる政治資金監査報告書は、収支報告書とともに、5月末日までに提出をされております。

その下、飛んで④にありますとおり、12月4日を締め切りとしまして、各都道府県選管から、この28年分の政治資金監査を踏まえた報告が上がってくる予定になっております。

本日は、この上の太枠にありますとおり、個別の指導・助言の方針について御議論をいただいて、次回、12月26日を予定しております第4回委員会におきまして、選管等からの報告も踏まえて、実際の対象者の決定等を行いたいと考えてございます。

資料1-1、1ページ目にお戻りいただけますか。

下の「①取組の目的」でございます。政治資金監査報告書の記載の改善、より適確な政治資金監査の実施を図ることに加えまして、誤りを減らすことを通じまして、選管等における収支報告書等の形式審査の業務を軽減することも期待してございます。

2ページ目をお開きください。②としまして、選管等において、どの項目を確認して報告をしてもらうか、また、これを踏まえた指導・助言の対象について整理をしております。

まず、必ず報告を求めている項目は、「ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの」、それから、「イ 収支報告書上に金額の不整合があるもの」となります。

アについては、わかりやすい報告書とするために、適正化委員会としまして、政治資金 監査マニュアルの中で記載例をお示ししているわけですが、この記載例からの逸脱等を指 摘したにもかかわらず補正がされないケースについて、報告を求めております。

また、イにつきましては、会計帳簿等、領収書等を全数調査するという政治資金監査の 趣旨に照らしても、重大な誤りと考えられますので、これについては、最初の受付の時点 で該当するもの全てを報告してもらってございます。

これ以外にも、左下ウの部分ですけれども、選管等で、これは個別の指導・助言の対象にすべきと考えた点について、任意で報告をもらう形としております。

これらの報告を踏まえて、実際に何を個別の指導・助言の対象としたのかが、右の欄でございます。

上の平成26年分からということで、左のアとイにつきましては、報告のあったもの全 てを指導・助言の対象としてまいりました。

下のウの項目に関しましては、「27年分から」とありますが、この委員会において、対象の項目を絞った上で指導・助言の対象に含めることとしまして、例としては、「対象とした例」とございますけれども、収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との間に不整合がある場合などにつきまして、指導・助言を行っております。

一方で、選管とかから報告があったものの中でも、下の「上記以外に報告のあった例」 という括弧がございますけれども、例えば、政治資金監査人の登録番号が間違っていたと か、収支報告の実質的な内容には直接あまり関連がないだろうと思われる軽微な間違いは、 対象から外してございます。

3ページに進んでいただけますか。「③個別の指導・助言の方法」ですが、委員長名の文書を、個別に送付をいたしております。

次の(3)①が、この2年の実施結果でございます。真ん中の表を御覧いただきますと、 26年分で17人、19件、平成27年分は、対象の範囲を拡大したこともありまして、 48人、60件の指導・助言を行っております。

一番下のポツを御覧いただきますと、この2年分の取り組みで、連続して指導・助言の対象となった方が3名いらっしゃいます。この3名に関しては、送付する文書の中でも、「2年連続で引っかかってますよ」ということについて注意喚起をしております。

ここまでが、ここ2年間の取り組みとなります。

4ページ目をお願いいたします。②は、先ほど御説明した28年分の取り組みについて、 記載をしております。

真ん中の点線から下の部分が、本日特に御議論を賜りたい部分となります。

2のタイトルを「平成29年度の研修の充実について」としております。これは、先ほど、前のページで御説明したとおり、連続で個別の指導・助言の対象となった方が3名いらっしゃる。今回、場合によっては、3年連続で指導・助言の対象者が出てくる可能性がありますことや、27年分からは対象範囲を拡大したことで、今回取り組む中で、2年連続で引っかかる方が、また増えてくる可能性もあるかと思われます。

全体の中ではわずかでございますけれども、こうした、ともすれば政治資金監査制度そのものへの信頼に関わりかねない、問題のある政治資金監査に対して、これまでの文書による指導・助言に加えて、どういった効果的な対応があり得るかという部分について、あらかじめお諮りをしておきたいのが、本日の実質的な論点でございます。

一方で、現行の政治資金規正法上は、例えば、政治資金監査報告書に虚偽を記載するとか、政治資金監査業務を通じて知ったことについて守秘義務に違反するといった重大な違反については、罰則の規定もございますけれども、このような政治資金監査の不備等については、特段、例えば登録の抹消といったペナルティのようなものはございません。政治資金適正化委員会の所掌事務にも照らして、現状で最も効果的な手段と考えます研修の充実を提案させていただきたいと考えております。

具体的には、今実施しておりますフォローアップ研修、11月の終わりまでに残り3回を予定しておりますが、これに加えて、年明けに追加で研修を実施したいというものでございます。

また、現在実施をしています研修は、近年ですと6月から11月、特に税理士や会計士の皆様が御多忙でもあり、政治資金監査の時期とも重なる、年明けから5月までの時期を外しております。一方で、フォローアップ研修のアンケートの中には、例えば、おそらくは年に1団体しか政治資金監査をしないといった方ではないかと想像いたしておりますけれども、中身を忘れてしまうので、むしろ政治資金監査をする時期にタイムリーに研修をやってほしいという声も、ちらほらとございます。

そういったことも踏まえて、「(1)目的」を御覧いただきますと、今申し上げた、政治 資金監査の時期に合わせたタイムリーな研修を実施するという趣旨、前半の部分と、個別 の指導・助言の取り組みで明らかになった誤りの事例に対処する、より効果的な研修という後半の部分の趣旨を、両方備えたものとして、実施をしたいと考えております。

また、この年明けの時期に実施することによりまして、28年分では誤った政治資金監査をしてしまった方も、年明け5月までに実施をされる29年分の政治資金監査では、研修の内容も生かして、適正な対応をしていただくことを期待するものでございます。

内容については(2)です。まず「①対象者等」としましては、通常のフォローアップ 研修と同様に、全ての政治資金監査人の方々に周知を行いまして、参加を希望される方は 全て参加いただける仕組みとしたいと考えております。

その上で、メインのターゲットであります、個別の指導・助言の対象となった方に対しては、強制まではできないのですが、文書でこの研修への参加を促すこととしたいと考えております。

また、研修の内容についても、今後都道府県選管から報告される実態等も踏まえながら、 できるだけ実際に誤りやすい事例などに重点を置いて行うことにさせていただきたいと思 っております。

5ページ目をお願いいたします。「②開催時期」です。年明けには確定申告もございますので、皆様大変多忙な時期に当たると考えておりますが、1月から3月の間です。

それから、「③開催場所」については、今回が初の試みでもありまして、予算上特に手当てもないこともありまして、都内、例えばこういった総務省の会議室等を活用したいと考えてございます。

回数ですけれども、資料の上では1回から2回としておりますが、できるだけ参加の機会を確保するために2回開催することとしまして、税務関係の業務が最も集中すると思われます2月を避けて、1月後半ぐらいに1回、確定申告が終わった3月後半ぐらいに1回、実施することを想定しております。

「④研修時間等の部分」です。これは、随時登録時の研修等もニーズがございますので、 通常今行っております研修と同様に、登録時研修や再受講の研修も組み合わせた形で実施 させていただきたいと考えております。

下の参考部分は、昨年度御決定いただいた今年度の研修実施計画の抜粋で、ルール等を示しておりますが、説明は割愛させていただきます。

大変長くなりましたけれども、議題1の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発

言ください。

【日出委員】 税理士の日出でございます。

この研修の充実について、開催時期が1月に前倒しになり、ありがとうございました。 1点、税理士会が考えていることを申し上げます。

対象者の問題ですが、監査人だけでもいいのですけれども、仕事をやっている中では、 補助者もこういった研修に参加する必要性もあるのではないかと思っています。

我々の団体もどうしても税理士のみの団体ということになっておりますので、なかなか 形式的に難しいところがあるのですけれども、適正化委員会としてのこのフォローアップ 研修に、もし契約で補助者も入っているケースの場合に、研修参加は認められるかどうか、 お伺いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

【羽生参事官】 1つは、私どもの組織、適正化委員会なり事務局が、登録政治資金監査人向けにある組織ということを考えますと、補助者の方までをこの研修にお呼びするのが、例えば、資料の提供ですとか、場所の費用ですとか、さまざまな部分について、補助者の方まで含めてやるのはどうかは、議論があるかとは思っております。

【日出委員】 はい。

【羽生参事官】 ただ一方で、今委員がおっしゃったように、アンケート等では、補助者も含めて、この中身を勉強させたいという方もいらっしゃる状況です。

【日出委員】 わかりました。私はこの点を確認だけしておきたかったので。

うちの団体でも、中央でやる研修については、税理士が対象になりますが、各税理士会で行うケースの場合には、かなり柔軟的な形で研修をするチャンスをつくることもできますので、中央での研修などをDVD化して、そういったものを使って補助者も含めた形でやれるかどうか、今検討に入っています。

もし仮にできなかった場合でも、できれば、監査人に対してDVDなどを交付して、所内研修みたいな形でやってもらうとか、いろいろな形で、補助者についても、同じような講習が受けられるチャンスをつくろうかと思っています。これは、適正化委員会で、もし可能であればということが前提条件だったので、それを聞いていただきたいという話もありましたので、お聞きしたところでございます。ありがとうございます。

【羽生参事官】 ありがとうございます。

【岩井委員】 確認です。監査の中で、政治資金規正法と、もう1つ公職選挙法に抵触する問題というところが、確か監査の対象になってくると思うのですけれども、ここに出

てくる指導・助言の中で、こちら側と言うとおかしいですが、こちら側が、当然監査人の 方については、そこについて一応理解をされて、適切な処理をされていると思いますけれ ども、そちら側のチェックという点で、公職選挙法、明々白々に公職選挙法に抵触すると いったところについてのチェックまでやるのか、やっているのかどうか。この辺がなかな か難しいところではあろうかと思いますが、そこだけ確認をさせていただきたいのです。

【羽生参事官】 政治資金監査マニュアル上は、そうした点について、もし気になる場合があれば、会計責任者の方へのヒアリングを政治資金監査人がされる際に、確認をいただく仕組みになってございます。

一方で、仮にそういったものがあったとしても、そこは、実際監査人は評価に立ち入らないと言いますか、収支報告書が明らかになった中で、政治団体側が責任を負う格好になってございますので、この部分については、この指導・助言の取り組みの中でも、そういったものが上がってきているケースがあまりないと思っています。

先ほど説明しました、必ず確認してもらう項目の中にも、そうした項目は特に入れておりませんで、あとは、それぞれの選管で問題だというケースがあれば、上がってくる可能性もあるのですが、これまではそうしたものが上がってきて、指導・助言の対象にしたケースは、おそらくないと承知しております。

【岩井委員】 いや、毎年これが必ず、資質の問題でよく問題になったりするのだけれども、実際では監査が入っているのになぜということが、ときどき話題になるものですから。

この辺の余談は、実際私もよくわかりますけれども、どれが公選法違反なのか、違反でないのか、微妙なところがたくさんあるものですから、非常に難しい問題ではあろうかと思いますが、監査の信頼性という点からして、少なくとも現場ですね、現場の監査人の方にそれをより徹底させる方が、少し評価された方がいいのかという感じはしますが。

【大竹委員】 その点に関してでございます。この監査の目的は、法律との適合性を求める監査ではないと思っています。

要するに、現実に政治団体で支出されたもので、支出されたものがそのとおり、収支報告書に記載されているかどうかを確認するためと思っておりまして、その間の行為について評価する監査ではないと、私は理解しております。

したがって、間違った支出があれば、間違った支出がそのまま収支報告書に記載される。

【岩井委員】 わかりました。定型的にあれというのは、それはやむを得ないとは思い

ます。一応、監査マニュアルに書いてあるわけですから、そこのところについて、必ず報告した、公表された後に、結局それが問題になるものですから。

そうすると「監査をやっているのになぜ」ということを言われかねないので、なるべく そういうことについて避けた、ヒアリングにしろ何にせよ、そこで起きないようにという ことも少し、より徹底されるべきかと思いますね。

【伊藤委員長】 それ、どこに書いてありますか。

【日出委員】 それ、このページにあります。ヒアリングで、訂正するという。マニュアルで言えば、24、25、26……。

【羽生参事官】 お手元に、ピンクの資料ですと、70ページから71ページに記載を してございます。

【伊藤委員長】 これね。

【岩井委員】 おそらく、監査人の方も、これ非常に難しい問題ではあろうかと思いますけれどもね。公選法で、どこまで理解されるか、非常に難しい問題ではあろうかと思いますが、そこのエクスキューズは、きちんと、よりしておいた方がいいかと思うのですね。

【大竹委員】 これに関しては、私、前期の委員会のときでございますけれども、疑念を呈しまして、監査人がこういうことを確認を求めて、その結果どうするのかと。もしこれに基づいて、監査人から「これはおかしいよ」ということを求められて、収支報告書も、要するに削除してしまうとかになりますと、これはまさに過去の事実を隠蔽することになりますので、むしろ政治資金規正法違反に加担することになるのではないかと危惧しています。

【岩井委員】 そうか。

【淺井委員】 よろしいですか。私も、基本的には、この政治資金、収支報告書には正しい情報というか、しっかりと記載して、それを判断するのは、国民というか、というところになるのではないか。だから、マスコミも、内容を見て、正しく記載とかされていれば、そこで問題にするのは、もう世論というか、そちらの、それに資するためのものかという認識です。

【岩井委員】 そうです。それはわかります。確認事項、確認だったものですから。

【淺井委員】 私は結構、委員がおっしゃること、最初に、就任のときに説明を受けて 感じたのです。よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【淺井委員】 これは、もともとの議題が、監査の質の向上ということで、ちょうど我が業界が、非常に今監査の委員の質については厳しく、東芝事件などで言われておりまして。外形的に、いろいろ問題になっているのは、外形的な部分ですら非常にお粗末だというところがあると思うのですね。

ですから、もう少し、今回の御提案は、複数年にわたって指導対象になった人となっているのですが、我々士業では、今、継続的専門研修制度というのがございまして、基本的に業務をやるのであれば、ある程度の研修は継続して受けないといけないというのはございます。できたら実際に登録だけではなくて、監査している方については、フォローアップ研修は義務化するとかいう方向で検討されてはいかがかということを、まず1つ思います。

すぐにできることとしまして、これ複数年になっていますけれども、指導・助言を1回でもどうせするのですから、その方にも、全員に参加を呼びかけというのは、複数年ではなくてもできるのではないかということを思っております。

あとは、我々士業団体としては、信用失墜行為というか、そのようなことをする会員については、これはもう倫理規則違反になりますので、士業団体でいろいろ対応もできると思うのですね。公認会計士がそういうずさんな監査をしていることがあってとなりますと、それで公認会計士の評判が落ちてしまいますので、そういう意味では、情報をいただいて、士業団体として対処したいということは、これは、こちらの委員会とかということではないのですが、そういうことはできますので、そういう情報をいただけたらと思います。

【伊藤委員長】 今のお話の中で、1つは、この呼びかけの話があって、「複数年」と書いてそうやるのか、今言われたように、今度12月になった人は全部呼びかけてしまうのかは、一応はっきりさせておいた方が、事務方もいいのではないですか。だから、皆さんの意見を……そうでもないですか。

【羽生参事官】 そこは、今日の御議論も踏まえて、また次回に御報告するまでに検討していきたいとは思っておりましたが、指導・助言の対象になった方には、全てお声はかける。あとは、例えば複数年引っかかっている方には、申し込みが来ない場合に電話でやり取りをするとか、そういったことをするイメージを持っておりました。

実際にどれぐらいの件数が出てくるかとか、その辺もまた踏まえていかないといけませんが、今日の御議論も踏まえて、できるだけ出てもらう。

ただ1点だけ、淺井委員のおっしゃった中で、研修を義務化するという部分が、制度上

今それを担保する条項等がないものですから、なかなか現時点は難しいかと。

あとは、しっかり文書等の中で、出席しないとまずいと思っていただける環境をつくっていくことと、特に公認会計士協会さんですとか、税理士会連合会さんとか、連携して取り組んでいける部分については、それぞれの士業団体の取り組みとも連動してやっていければいいかと考えてございます。

【伊藤委員長】 それから、もう1つ。今、淺井委員が言われた中で、士業団体にこの情報を出して、士業団体で処分というか指導というか、そういう対象にするというアイデアを言われたのですけれども、それは、可能ですか。それだと、また税理士会はどうだ、弁護士会はどうだと……。

【日出委員】 まだ今のところ対象とかそういうのは……。

【伊藤委員長】 処分という意味ではないと思うのですけれども。

【淺井委員】 そういうことはあり得ないと思います。まず、指導・助言だと思います。

【伊藤委員長】 指導・助言ですね。

【日出委員】 指導・助言という立場はできるかもしれませんけれども。うちの会則に 照らし合わせて何かをすることは、まず不可能です。

ですから、やるとすれば、適正化委員会と同じような格好で、個別に電話を差し上げることぐらいではないかと思っています、今のところは。

ただ、その代替で、冒頭話をしたとおり、研修のDVD等を強制的に見させる工夫をしようかと。

【羽生参事官】 誤解があるといけませんので、1点だけ補足いたします。個別の指導・助言の対象になった方について、これは取り組みの初期にも御議論いただたいているのですけれども、なかなか個別の名前がオープンになる形はまずかろうと。どうしても不利益な対応になってしまいますので、そこについては留意していかないといけない。

その中で、どのような対応が可能か。例えば、「こういう部分でミスが多いのですよ」という類型化をして、一般的な形での研修に臨むとかに、おそらくはなっていくと思うのです。そういった前提で、士業団体とは連携をさせていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 前に会議でありましたよね。

【大竹委員】 こういう議論をしまして、個人情報に係る問題は出さないと。

【伊藤委員長】 誰がどうしたということは、出さない。

【大竹委員】 表に出さない。

【伊藤委員長】 だから、それは、会に対してもということですね。

【淺井委員】 ここ、委員限りでもですか。

【大竹委員】 いや、この会議では出てきます。適正化委員会ですから。どう指導する かを決めるわけですから。

【伊藤委員長】 正式に、例えば、税理士会とか公認会計士の会に、そういう情報を開示するということは……。

【大竹委員】 開示しないということで。

【伊藤委員長】 しないということですね。確か。去年でしたか、おととしでしたか。

【日出委員】 おととし。

【伊藤委員長】 でしたか、やったときには。

【淺井委員】 ただ、そういう情報は、情報というか、収支報告自体は開示されますので、一般の方が発見することも、当然可能なわけですね。

【羽生参事官】 可能ですが、公表されている収支報告書が、都道府県選管によって対応が異なっております。収支報告書そのものは、開示の仕組みがありますので、開示請求をすれば全て御覧いただくことができるのですけれども、積極的にホームページに載せているところは、一部の都道府県選管、もう今は47のうち半分以上になってきていますが、全体ではございませんので、そうした意味で言うと、悉皆的に誰がどういうミスをしたというのが完全にわかるとは言い切れないかとは思いますが。

【淺井委員】 話が変わってしまうのですが、公認会計士協会は、ホットラインみたいなものがございまして、一般の方からでも「これはおかしいのではないか」というのは全部受け付けた上で、細心に調査することをしました上で、これは絶対にしないといけないというのは、上に回すとか、規律というところに回すのですけれども、そういう制度があるので、もし一般の方がそういうものを見て、見られるものであるのであれば、そのルートもありますから、対象といった、指導・助言からだと思いますけれども、そういうことはできるのかと、私は認識していたのですが。

【大竹委員】 ですから、閲覧した一般の方が、この監査報告書おかしいではないかという議論があれば、それはもしそういう通報があればどうするかは、また議論する必要があると思います。今までのところ、そういう事例は多分ないのだろうと思っています。そういう通報があれば、その段階で、当委員会としても何らかの検討をする必要があるのかとは思っています。

【淺井委員】 公認会計士協会だと、会則の中で、信用失墜行為については、これはも う当然倫理規則違反でもありますし、業法違反でもあるので、公認会計士法を受けてつく っていますので、そのようなことに、そういう決議に入っているのは、できますので。

だから、1回だけとしたらともかく、2回、3回になるような方は、その対象になって くるかどうかと、個人的には認識しています。

【吉田事務局長】 では、よろしいですか。今参事官からも話がありまして、以前に委員会でも御議論いただいたのですが、公表に関しては、委員がおっしゃるように、確かに監査を受ける方の利益を考えれば、そういうものを公表して、あるいは信用失墜行為として適正な処分をすることが有益だということはございます。

一方では、先ほどお話もございましたような不利益処分であり、ある意味で制裁的な公表という側面もございますので、その場合、委員会としての公表は、なかなか法令の根拠とかというものがないと難しいという議論で、今公表しないことになっていると思います。ですから、確かにそれでいいのかというのはあるのですが、そういう制度的な面からなかなか難しいという形でして、先ほどお話がありましたように、例えば各十業団体でいる

かなか難しいという形でして、先ほどお話がありましたように、例えば各士業団体でいろいろな研修やお答えをされる際に、委員会の事務局として、今もさせていただいている講師派遣とか、そういう形で研修について講師を派遣するという対応は可能でして、そのような形で御協力させていただいたことになります。

【伊藤委員長】 今委員会がやっている研修以外に、日出委員がおっしゃった、士業団体などで独自にやっておられる研修は、全国的にたくさんあるのですか。

【羽生参事官】 たくさんではありませんが、税理士会連合会さんには、何度かお招きをいただいて、講師は出してございます。

【伊藤委員長】 それも、全く独自に……。

【日出委員】 はい、うちは、今回の場合は、12月19日に、日税連に、各単位会からの指導的な立場の方々を何人かずつ呼んで、15の単位会があるので、5人呼べば75人ぐらいになります。そういった形で研修会をやって、そのときに適正化委員会からも講師で来ていただき、それを、DVDにとって、あと各単位会で、各支部が全国で500ありますから、また同じような研修を、指導的な方々が、監査人も呼んでやるケースもありますし、そこの統一化は、まだしておりません。

この指導・助言で、連続で指摘される方が出た場合には、ここは完全に統一化した格好で、全国でやってもらえるようにするかと検討する必要があります。

それから、あとは、正直な話、個別に、委員だけはわかりますよね、誰だか。これは、 公表はできないのですけれども、それはきちんと出席のチェックをするとか、知っていれ ば呼びかけてやっていただくとかという格好で、今のところはそのくらいかと。

さっき言ったフォローアップ研修の義務化も、前にも議論が出た話なので、そういった ものは整えれば、またこちらの対応も形が変わってくるかと思っていますが、今はそうい うかたちで進めていますね。

【伊藤委員長】 その研修と委員会がやっている研修と、全く一緒ではないのでしょう、 中身的には。

【羽生参事官】 どうしても共通する部分は出てまいりますが、そこは御要望に応じて、 重点化する部分を変えるとかといったことはできると思います。

【日出委員】 税理士会は、この制度ができあがった段階で、私はちょうどそのときに 担当だったので、こういうマニュアルと同じように、ガイドブックを別個につくって、処 理を進めていくようにと。全く初めての経験だったもので、適正化委員会からも意見をも らいまして、そういった形で進めています。

先ほどの法令違反の関係なども、指摘はできるけれども、それ以上のことはできないわけなので、そういったものはヒアリングで対応していくぐらいにとどめています。

専門家なのだから、計算間違いなどはもってのほかだというのが、我々としても考えていますので、その辺の研修を強化する意味でやっているのが、実情です。

【伊藤委員長】 そういう研修に出ていただいた方は、例えば、この委員会があったときに、仙台でやるというときに、そのときもまた出てきて……。

【日出委員】 出てくる人もいますし、出てこない人もいます。

【伊藤委員長】 この個別の研修をやっておられるのは、税理士会だけですよね。弁護士会は多分聞いたことないし、公認会計士の……。

【淺井委員】 そうですね。制度ができるときぐらいはしていますけれども、それ以降 はやっていないです。

【伊藤委員長】 そうですよね。それから、もう1つそれに関係して、この5ページに「研修時間等」と書いて、ここに、普段やっている登録時研修とフォローアップ研修と、 大体同じような格好でやる趣旨ですか、これは。

【羽生参事官】 そうです。繰り返しになりますが、登録時の研修は、もう随時登録されてこられる方がいらっしゃいますので、実際に開催しますと、数名とか10名ちょっと

とかという数になりますけれども、必ずその都度その都度でいらっしゃいますので、それはそれでやって、午後に実施するフォローアップ研修については、よりミスが多かった事項を中心に、重点化した研修をやりたいという趣旨でございます。

【伊藤委員長】 そういう趣旨。ほかに、どうでしょうか。

【淺井委員】 よろしいですか。先ほど、今のフォローアップ研修の義務化という方向性で申し上げて、今現状の法令がどうこうということではありませんので、検討されてはどうかという御提案でございます。

もう1つは、監査などによくやるのです、ちょうど、このピンクの本の95ページにあるのですが、チェックリストがございます。これを見れば、大体すべきことは、御本人もわかるというか、まとめになると思われますので、最初はお願いだと思うのですが、できたら監査報告書に添付するか何かで提出してもらったら、相当牽制になるのかというか、認識していただけるのかとも思っておりまして、そういうことも検討されたらどうかという御提案でございます。

【羽生参事官】 ありがとうございました。

【吉田事務局長】 わかりました。

【羽生参事官】 この95ページから、チェックリストございますので。いただいた御意見、どういう反映が可能かということ、検討していきたいと思います。

【伊藤委員長】 そうですね、次回でも、また。

【羽生参事官】 それから、ちょうど今皆さん、研修資料をお開きいただいていると思いますので、先ほど岩井委員からのお話で、70ページに記載がございます。

これは、内容としては、政治資金監査の中で実施してもらいたい、会計責任者等に対するヒアリングの中で、この70ページの下の19番でございますが、これらに関する視点については、抵触するものが含まれていませんということの確認をしてくださいとしておりまして、当然法令に従ってやっていただいていることが前提なので、やっていないことの確認という形にしております。

あとは、仮に数字の中に、それにかかるようなものが出てきていたとしても、そこは、 有権者なりが、公表された収支報告書の中で判断をいただくという考え方で整理をしてい ます。

【伊藤委員長】 難しいですよね、なかなか。

【大竹委員】 前回私は、この19は不適切でないかと申し上げたのです。むしろこれ

は、法令違反を隠蔽するのを誘導するのではないか。

【岩井委員】 これは確かにそうですよね。難しいところは、確かにあるのですね。かといって、これを見過ごすと、何をやっているのかと言われるしというのがあるので、難しい問題ではあろうかと思います。

【井上政治資金課長】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【井上政治資金課長】 もともと議員立法のときの趣旨は、支出の内容に踏み込んで監査をすることではなくて、会計帳簿なり領収書がきちんと残っているか、それに照らして収支報告書がきちんと書かれているか、これを監査人の皆さんに監査いただく。これが、立法趣旨だと理解しておりますので、そういう意味で言うと、個別の法令違反の問題については、議員立法の際の政治資金監査人に求められた趣旨からして、そこまでは求めていないということではないかと。

【伊藤委員長】 いや、だからこそ、この含まれていないことの確認をするということが、どういう意味を持つのかという、大竹委員の話だと思うのですね。

だから、おっしゃるとおりの趣旨はよくわかっているのですが、とすれば、ここに書いてある確認はいらないことで、要するに、あなた、腹の中では、これは選挙違反ですよと思いながらも、ああ、あったんですねと確認するなら、ともかくだけれども、そういうふうに、だから、そこの、この監査人の立場と言うか、対応をどうしたらいいのか。これはまずいから消してしまえと言うと、本当にこれは証拠隠滅行為になってしまうわけだし。なかなか、そういう意味で、この規定というのは難しいのではないかという。どう実際したらいいのか、迷われるのではないかと思って、今示したのですが。

【吉田事務局長】 よろしいでしょうか。もともと監査に入ってみた場合に、それ以外のいろいろな法令違反を見つけるのは、この監査に限らずいろいろなケースであると思います。

例えば、人件費を見たときに、例えば労働基準法違反とかさまざまな、それをどこまで確認するかは、過去の委員会でも議論になっていたと思います。こういう、例えば税理士法の関係ですとか公職選挙法ですとか、比較的近いところについて、全く聞かないのはどうかということで、ただこういう公職選挙法について、監査人の方がチェックをする権限とかそういうものはございませんので、当然それは法令違反ではない趣旨ですねということの確認ぐらいをすることであるという意味で、そういう意味では、なぜあるかに関して

明確な線引きがあるわけではございません。いろいろな議論をして、比較的近接している 監査と近い場合にあるのですね。

あと、三士業の方がされますので、例えば印紙税に関しての関係の確認ですとか、そういう税と近いものついては、チェックリストなどに載っておりますが、それ以外のものについての確認はしておりませんし、それも中身ではなくて、今政治資金課長が申し上げたように、会計的なところの確認を、法令違反をしていないかという形で聞くことにしているのが、過去の委員会での議論とかと思います。

そういう意味では、明確なそういう線引きというのは、あまりございません。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

それでは、この議題につきましては了承いただいたということで、次に参ります。

# 議題(2):フォローアップ研修参加申込者からの質問等

【伊藤委員長】 第2の議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者からの質問等について」の説明を、事務局にお願いします。

【羽生参事官】 資料2を御覧ください。これは、フォローアップ研修の参加申込者からの質問等とそれへの回答、これを6月から9月の分についてまとめたものになります。

これらについては、研修参加者から事前に質問がありましたら、毎回この委員会の場で、 委員限り資料という形で御審議をいただきますほか、委員会のない時期には、個別にお諮りをしました上で、研修の場で回答しているものを取りまとめたものでございます。

これまでは、いずれも個々の会場で回答して終わりとなっていたものですけれども、今回は新たな試みとして、委員会資料としてまとめて御報告させていただくことで、委員会のホームページにも掲載しまして、登録政治資金監査人等の参考に供するものとしたいと考えてございます。

内容につきましては、これまでの委員会や個別の御相談を通じて、委員の皆様には御了 解をいただいたものでございます。

また、研修の場で回答します際にも、特段突っ込んだやり取りはなかったと承知をして おります。

以上でございます。

【伊藤委員長】 これ、ホームページに出すとすると、いつ出すことになるのですか。

【羽生参事官】 今回の委員会の資料は、できるだけ早い段階でホームページに載せて

おりますが、それと一緒に載せていく形になります。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見ございましたら、どうぞ御発言 ください。

よろしいですか。

【羽生参事官】 よろしいでしょうか。資料のホームページ掲載ですが、当日、本日の 午後には、ホームページに載せていく形になります。

## その他の議題:登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直しについて

【伊藤委員長】 それでは、次に第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直しについて」の説明を、事務局にお願いします。

【羽生参事官】 資料3を飛ばしていだたいて、その次の「委員限り 資料A」を御覧 いただきたいと思います。政治資金監査人登録申請をいただく場合の添付資料の見直しの 検討について、御報告をさせていただきたいと存じます。

まず「1 背景」、(1)でございます。現行制度上、政治資金監査人の登録の申請時には、下のポツで並べてある書類を提出いただくことになっております。2ポツ目以降に、戸籍の抄本、住民票の写し等がございまして、これらは、政治資金規正法の施行規則に定めを置いております。

これらは、本人確認のために、現在はそれぞれ求めているものでございますけれども、ここで資料の裏のページを御覧いただけますか。(2)でございます。総務省の行政評価局におきまして、2行目のかぎ括弧ですが、「申請手続等の見直しに関する調査」が行われまして、この3月にこれに基づいた改善措置の勧告が行われております。

戸籍の抄本や謄本については、住民票の写しと比べますと、手数料が一般的に高いことと、住所と本籍地が異なる方の場合には本籍地に対して郵送で交付申請を行う必要があるといった形で、負担が大きいことから、国民の皆さんからも簡素化等の要望がある中で、こうした戸籍の抄本や謄本の提出を求めている手続きについて調査が行われたものでございます。

結果としまして、政治資金監査人の登録申請も含めた手続きについて、戸籍謄本等の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出に代替できる場合には、見直しを行いなさいという見直しの勧告がございました。

これについて、省令を所管しておりますのは、選挙部政治資金課でございますので、一緒に対応を検討中でございます。

一方、政治資金監査人の登録に当たっては、結婚前の旧姓を使用したいといった方もいらっしゃいまして、現在は運用上これを認めまして、例えば、適正化委員会のホームページに掲載しております登録政治資金監査人の一覧では、旧姓による表示を行ったりということをやっています。

戸籍の抄本は、その確認等に当たっても使用してきた面もありまして、どのような形で そうしたことを担保するのかも含めて、規定ぶりを今検討してございます。

以上で、今回、状況報告のみになりますが、また対応が固まってまいりましたら、御報 告させていただきたいと考えております。本件の説明は、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

## その他の議題:登録政治資金監査人一覧に関する情報公開請求等への対応について

【伊藤委員長】 では、次に、その他の議題といたしまして、「登録政治資金監査人一覧に関する情報公開請求等への対応について」の説明を、事務局にお願いします。

【羽生参事官】 今、前の案件でも登場したのですが、登録政治資金監査人一覧を、国会議員関係政治団体の利便に供する観点等から、委員会のホームページに掲載をしてございます。

この一覧を掲載することについては、初期の、第1期の委員会に御報告をして承認をいただいておりますけれども、実際に運用するに当たっては、政治資金監査人それぞれから、「この項目は出さないでくれ」と御希望があったものについては、非表示という扱いをしてまいりました。

これに関して、昨年12月に、「非公告としたい旨の申請があった方についての非公告の情報が分かるもの」を開示せよという行政文書の開示請求がございました。この時点で、 事務局としては、一旦不開示の決定を行っております。

これに対して、請求人から、今年1月に、全てを開示すべきだということで、今度は審査請求がございました。これを受けまして、この3月の終わりに、情報公開を個人情報保護審査会に諮問を行いました。その後、審査会の答申が9月の終わりに出まして、士業種

別、事務所の名称及び所在地については、それぞれの士業団体のホームページにおいても 公表されている情報ではないかということで、同一の部分については開示すべきであると いった答申をいただいております。

これを踏まえて、対応案ですけれども、本件のこの開示請求に対しては、審査会の答申 を踏まえた開示を実施する。また、非公告に希望があった政治資金監査人に対しては、そ の旨を連絡したいと考えてございます。

また、ホームページ上の監査人一覧についての扱いでございますが、今回の答申等の経緯を踏まえますと、あらためて見直しが必要かと。これまでは、御本人の希望があれば伏せる形でやってきたわけですけれども、情報公開法の中で言えば、個人情報ではなくて、個人で事業をしている方の情報という扱いにすべきかということで、この非広告を希望されていた政治資金監査人が40名あまりいらっしゃるのですが、それぞれに御意向を改めて確認したいと考えております。

事務局としては、できるだけこの方々の御理解も得て、公表の範囲を広げることと、な お出さないでくれという方がいた場合にも、「同じような開示請求があれば出します」とい うことは十分御理解いただくという対応をしたいと考えてございます。

本件については、以上でございます。

【伊藤委員長】 あれは、税理士会とか公認会計士の業界などでも、了解を得て出しているのですか。

【日出委員】 いや、了解はいらないですね。

【伊藤委員長】 入れば、当然出して。

【日出委員】 あくまで入れば、当然、強制的に。

【淺井委員】 あれですよね。偽税理士とか偽公認会計士の問題が、ときどき出ますので。

【伊藤委員長】 委員会は、再度いろいろ説得するなり、了解を求めて、それでも嫌だともし言えば、こういう形で一応やる、出す。請求があったときには、教える。だから、ホームページに、勝手にというか、機械的に載せてしまうことではないという趣旨ですか。

【羽生参事官】 そのように考えております。

【日出委員】 しかし、この政治資金監査人に依頼をしたい人にとって、ホームページを見て、こういった住所とか、名前だけはあるけれども、それ以外が隠されていること自体はおかしいですよね。

【羽生参事官】 どういう方が非公表にしてくれと言っているのかですが、例えば、知り合いの政治家から頼まれて、ではおたくのは引き受けましょうと言ってやっているけれども、それ以上もう引き受ける気持ちが全然ないという方も、どうもいらっしゃるようですね。

【日出委員】 それは、断ればいいだけの話。

【羽生参事官】 我々としても、行政の立場としては、できるだけ情報公開、積極的に やるべきだという考えでおりますが、御本人どうしても嫌だというものを、では登録抹消 してくださいとまではなかなか言えないものですから、今申し上げたような対応……。

【大竹委員】 これは、あれですか。名前、もともと出さないという選択もできるわけですね、御本人が。

【羽生参事官】 それは、官報で公示をしていますので、登録の際に。登録の際の官報公示は、登録番号と登録年月日と御氏名という形になっているので、そこまでは当然出さざるを得ないだろうと。

【井上政治資金課長】 法令の規定により公にされている情報ですよね。

【羽生参事官】 はい。

【大竹委員】 この一覧に名前を載せてくれるなという人がいた場合にも、その人はどうなのですか、名前は。

【羽生参事官】 そうですね。それは、もう、法律上出している事項ですので。

【大竹委員】 でも、これは、一覧で出すのは、法律上の要求ではないですね。

【羽生参事官】 そこは若干微妙な点がございまして、政治資金規正法第19条の24で、政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録を抹消したときは遅滞なくその旨及び登録を抹消した場合にはその事由を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告しなければならないという形になっております。

これに基づいて官報掲載をしているのですけれども、インターネットに掲載しているのは、この趣旨を反映してやっている部分もございます。

どこまでを出すべきかについては、明確な定めはございませんので、今のような運用をしてございます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますか。

【羽生参事官】 それで、今回の対応、今我々で検討している案としては、それぞれ非

公表部分を残したい方に対しては、これまでは、もう出したくないというものを、わかりましたと、特に理由をお尋ねすることもなく消してきていたのですけれども、今回は、経緯と我々の思いを説明した上で、もし出さない場合は理由をいただけますかという形で、文書を出そうかと考えております。

【伊藤委員長】 ほかにご意見等ございますか。 よろしいですか。

### 議題(3):登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

【伊藤委員長】 第3の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修について」の説明を、事務局にお願いします。

【羽生参事官】 戻っていただきまして、資料3を御覧ください。こちら、毎回報告しております登録者数及び研修の実施状況でございます。前回の委員会で御指摘いただいたことを踏まえまして、今回から、少し様式に修正を加えました。

まず、登録者数の増減の欄を新たにつくってございます。それと、登録状況の表の欄外、一番下の米印、2つ目の米印ですが、参考までに国会議員関係政治団体数を記してございます。3,076団体ということで、ここにある数字は、平成27年分の収支報告書の提出義務があった団体数でございまして、その後に解散した分ですとか、新たに設立された分の増減は、反映はしておりません。

数字の内容について、御説明をいたします。まず登録状況でございます。右上にありますように、10月13日現在の数字を集計いたしております。前回の委員会に報告しましたのが6月23日時点のものですが、そこから新たな登録が63、それから抹消が11ございまして、差し引きで52名増えております。トータルが、4,892名となっております。内訳として、弁護士の方が9名、公認会計士の方が12名、税理士の方が31名増加でございました。

裏へ行っていただきまして、研修の実施状況になります。表と同じく、全て10月13日現在、今年18回の研修を予定しておりますが、その14回の研修を終えた段階の数字でございます。2ポツの登録時研修でございますけれども、平成29年度の合計が120名、これまでの累計が5,206名となっております。

真ん中3番目の再受講研修の参加者でございますが、182名。一番下4の実務向上研修の参加者は、882名となっております。

特に、フォローアップ研修ですね。委員の方には、それぞれ御臨席、御挨拶を賜りまして、ありがとうございました。残り3回となりますけれども、特に近年力を入れております4の実務向上研修につきましては、昨年、平成28年度の数字が980で、1,000人を割り込んだのですが、今年度は、東京での夜の研修での開催を、昨年実施した11月から今年9月に前倒ししたところ、比較的大きな出席がございまして、これまでの出席率等を勘案いたしますと、何とか1,000人を上回るのではないかと期待をしている状況でございます。この資料については、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【羽生参事官】 本日の委員会の審議状況につきまして、この委員会終了後に、総務省 8階の会見室におきまして、事務局長からブリーフィングを予定しております。

また、公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日27日金曜 日の夕方ごろに御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと存じます。

【伊藤委員長】 それでは、以上を持ちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【羽生参事官】 次回ですが、日程調整をさせていただきました結果、年末ギリギリで 恐縮でございますが、12月26日火曜日10時30分より開催をさせていただきたいと 存じます。詳細は、後日文書にて、御連絡させていただきます。

【伊藤委員長】 本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。